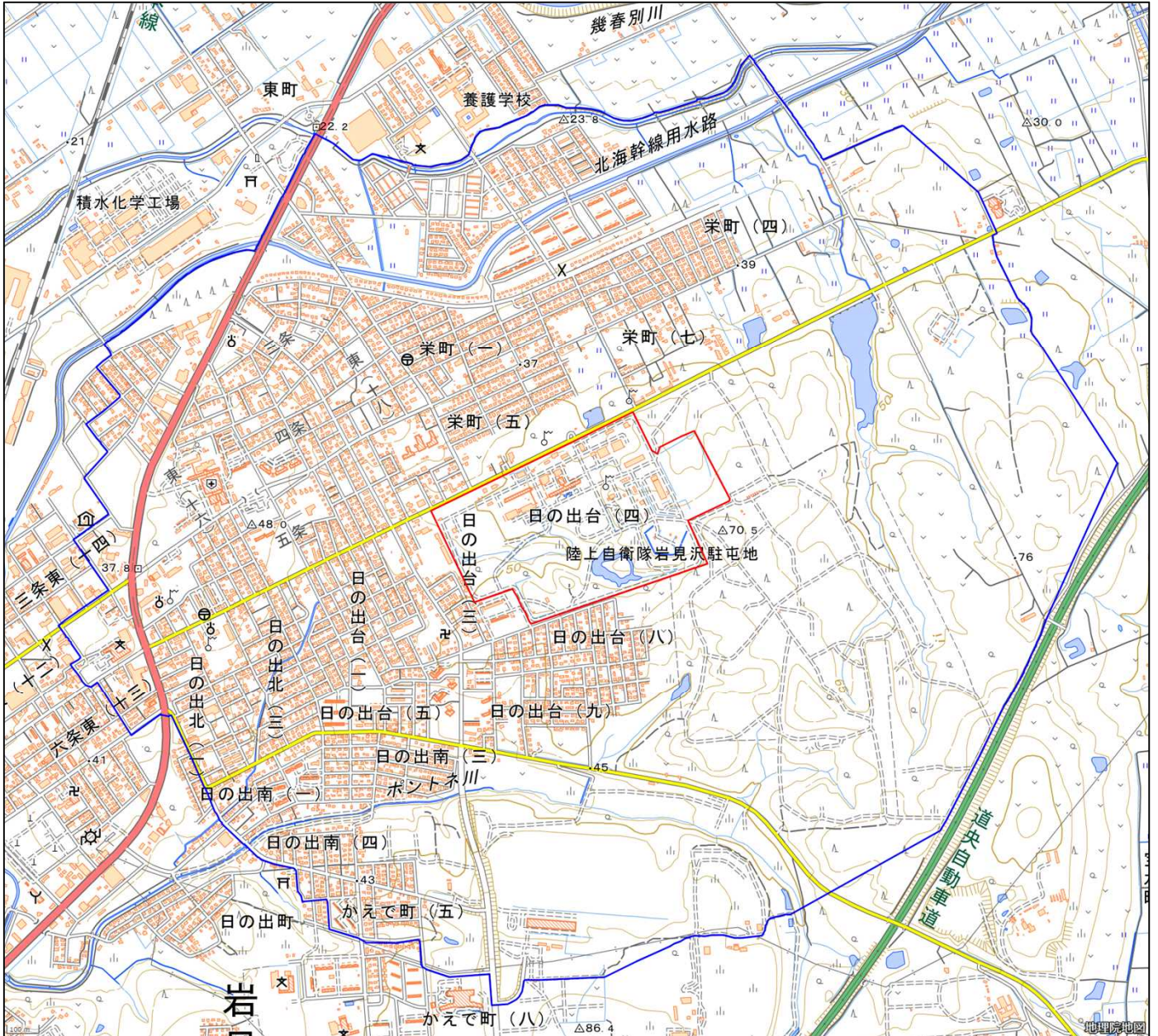


陸上自衛隊岩見沢駐屯地

対象防衛関係施設の所在地	北海道岩見沢市	日の出台四丁目三百十三
対象防衛関係施設の区域	北海道岩見沢市	日の出台四丁目（次の図面に示す部分に限る。）
対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域	北海道岩見沢市	一条東十五丁目から十七丁目（いずれも次の図面に示す部分に限る。）まで、二条東十五丁目（次の図面に示す部分に限る。）から十八丁目まで、三条東十六丁目から十八丁目まで、四条東十五丁目から十八丁目まで、五条東十三丁目（次の図面に示す部分に限る。）から十八丁目まで、六条東十四丁目、かえで町四丁目（次の図面に示す部分に限る。）及び五丁目、栄町一丁目から八丁目まで、東町（次の図面に示す部分に限る。）、東町一条四丁目（次の図面に示す部分に限る。）から八丁目まで、東町二条七丁目及び八丁目（いずれも次の図面に示す部分に限る。）、日の出北一丁目から四丁目まで、日の出台一丁目から十丁目（次の図面に示す部分に限る。）まで、日の出町（次の図面に示す部分に限る。）、日の出南一丁目から四丁目まで並びに宝水町（次の図面に示す部分に限る。）
<p>備考</p> <p>一 「次の図面」は省略し、その図面を防衛省に備え置いて縦覧に供するとともに、インターネットの利用により公表する。</p> <p>二 側端の一方のみがこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に含まれる道路の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が当該区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。</p> <p>三 側端の少なくとも一方がこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に接する水面及び線路敷の区間は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。</p> <p>四 この表下欄に掲げる行政区画その他の区域に変更があっても、対象防衛関係施設の区域及び対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域は、なお従前の例による。</p>		

陸上自衛隊岩見沢駐屯地周辺地域 (北海道岩見沢市日の出台4丁目313)



この地図は、縮尺2万5000分の1の地形図相当の誤差を有しております。

国土地理院の地理院地図を利用

- 対象施設の区域
- 対象施設周辺地域